

# 昭和17年度における技術院の活動状況

平清水 史暁\*

The activity of the Technology Board of Japan in 1942

Humiaki HIRASHIMIZU

## §1 はじめに

本稿は、太平洋戦争期の日本の科学技術政策を所掌した技術院という官庁の昭和17年度の活動状況について整理するものである。その際、特に技術院が所掌する事務の権限に関する事柄を議論の足掛かりとしている。

技術院が活動を開始した昭和17年度という時期については、準公式的な文献も含めていくらかの言及がなされている<sup>1</sup>が、そうした言及は総じて昭和17年度という活動時期を積極的に評価していない。たとえば、廣重は次のように述べている。「科学研究活動の実質的な動員という点からみれば、この一九四一～四二年にはたいした進展はみられない。これは、一九四一年一二月八日にアメリカ、イギリス、オランダとの戦争が始まり、緒戦の勝利によって東南アジア一帯を占領下においたことが、一種の安心感を与えたためである。これらの地方のゆたかな資源をおさえたことで、科学動員の緊急度が緩和されたと感じられたのである」<sup>2</sup>。このように、昭和17年度の技術院の活動を科学技術政策（動員）の停滞期と見なす向きがある。

---

\* 京都大学大学院文学研究科現代文化学専攻科学哲学科学史専修博士後期課程

<sup>1</sup> 技術院に関する文献としては、たとえば、財団法人日本航空協会編（1966, 344-346頁）や日本航空学術史編集委員会（1990, 241-258頁）などがある。特に、後者は準公式的な文献といえる。執筆者は技術院に職員として勤務した岡田重一郎であり、技術院設立前史と言える技術者運動から始め、終戦による閉庁に至るまでの技術院の活動の歴史を簡潔にまとめている。

<sup>2</sup> 廣重 2002, 231頁。また、実際には、この時期には技術院によって科学技術動員の実施機関となる大日本航空技術協会や科学動員協議会などのいくつかの外郭団体の設立が行われていたが、これなどについても廣重は、「（技術院の外郭・協力団体となる）いろいろの組織がつくられ、次々と手がうたれたのを見ると、科学動員が着々進展したという印象を受けかねないが、じつは一九四二年のあいだ科学動員は、実質的内容においてはなほだしく停滞していた。動員の中核となるはずの科学技術委審議会の官制が公布されたのが一九四二年一二月二八日、第一回の総会が翌年一月三〇日というのをみても、それは想像がつく」（廣重 2003, 46頁、括弧内筆者）と述べており、昭和17年度の技術院の活動には否定的な評価を下している。

しかし、こうした見方は、昭和 17 年度に新設された機関や新たな政策が打ち出されていないという事実だけをもって安易に論じられている節があり、昭和 17 年度における技術院の活動状況については一次史料に基づいた実証的な検討が必要である。なぜなら、技術院にとってこの昭和 17 年度という時期は、その後の活動を根底から規定する多くの枠組みが準備された時期であり、こうした枠組みが戦時期を通じてどのように変容していったのかを考察していく上でも、その起源を正確に把握しておく必要性は十分に認められることだろう。

本稿の議論の流れを説明しておこう。第 2 節において、技術院の設立の経緯について簡単な説明を行った上で、技術院の『官制』と『事務分掌規程』の条項を通して技術院所掌の事務内容について確認する。『官制』や『事務分掌規程』は技術院所掌の事務内容を定めたものであるが、技術院が具体的にはどのようにして政策を実施していくかという手段までは明記されておらず、実際に技術院がどのように事務を遂行していたのかはわからない。そこで、技術院の活動実態を把握するために、第 3 節と第 4 節において昭和 17 年度に重要課題として技術院が取り組んだ航空研究体制整備計画という政策の実施過程を分析する。その際、議論の切り口として特に技術院が所掌する事務の権限に関する事柄について着目する。最後に、第 5 節において本稿の内容と課題を簡潔にまとめる。

## §2 技術院の所掌事務について

技術院が設立された背景の一つには、法科系官僚に比べて冷遇されて来た技術系官僚の地位向上の要求（技術者運動）があり、彼らの要求の中には、科学技術に関する事務全般を一元的に統括する権限を有する科学技術行政庁を設置するという構想があった<sup>3</sup>。しかし、技術院の設立が具体化していく過程で、権限の所掌を巡る他官庁との調整において彼らが想定していた強力な権限を有する科学技術行政庁の実現は認められることはなく、最終的には、航空技術の分野に関してだけはある程度の権限が認められたものの、科学技術全般に関しては各庁事務の調整統一を行い得る程度の権限にまで縮小されることになる<sup>4</sup>。航空技術に特化した科学技術行政庁の設置を求めた急進的な勢力は陸軍であったことが明らかにされており<sup>5</sup>、また、それを隠れ蓑として、文部

---

<sup>3</sup> 大淀 1989

<sup>4</sup> 広重 2002 ; 大淀 2009 ; 沢井 1991

<sup>5</sup> 水沢 2003, 2004, 2006, 2010

省と帝国大学が自らの権限の維持を図り、航空以外の科学技術分野と基礎的な研究分野には新設庁の権限が及ばないように画策していたと指摘されている<sup>6</sup>。

こうした設立経緯があり、昭和17年1月31日に施行された技術院の『官制』には、その第一条に「技術院ハ内閣総理大臣ノ管理ニ属シ科学技術ニ関スル国家総力ヲ綜合發揮セシメ科学技術ノ刷新向上就中航空ニ関スル科学技術ノ躍進ヲ図ルヲ以テ目的トス」と定められているように、技術院は特に航空に関連する科学技術を中心として科学技術の振興と躍進を図ることを目的とすることが明記されることになった。続く『官制』の第二条には、技術院の掌る事務一般について記されており、それを確認すると以下の通りである。

- 一 国策遂行ニ必要ナル科学技術ノ躍進ヲ図リ且之ニ関スル各庁事務ノ調整性統一ヲ図ルコト
- 二 科学技術ノ水準向上ニ関スル各庁事務ノ調整統一ヲ図ルコト
- 三 科学技術ノ動員ニ関スル各庁事務ノ調整統一ヲ図ルコト
- 四 科学技術ニ関スル民間試験研究機関ノ助成及指導ニ関スルコト
- 五 工業標準化及工業品ノ規格統一ニ関スルコト
- 六 内外ノ科学技術及之ニ関スル資源ノ調査ニ関スルコト<sup>7</sup>

このように、『官制』の第二条を見ると科学技術の躍進、水準向上、動員に関して、新設庁に科学技術関連の事務を一元的に統括する権限を求めていた技術系官僚らの要求が受け入れられておらず、「各庁事務ノ調整統一」（一項・二項・三項）の権限が与えられたに過ぎなかったことが確認できる<sup>8</sup>。しかし、項目ごとに権限を比べてみると、一から六までの項目間で程度に差があることがわかる。工業標準化と工業品規格統一（五項）と科学技術に関連する調査（六項）には独自の裁量がある程度認められており、民間の研究機関に対しては、助成と指導を行うこと（四項）までが認められている。このように、技術院の『官制』は、項目ごとに権限の程度に幅が持たされているのが特徴である。

『官制』は技術院の所掌する事務一般に関して大まかなことを定めたものであったが、『官制』と同時に施行された『事務分掌規程』は、その第一条で技術院に庶務課、

<sup>6</sup> 大淀 2009

<sup>7</sup> 内閣印刷局、1942a、793頁。なお、本稿における原文からの引用は、旧漢字は新漢字へ改め、カタカナは原文のまま引用している。

<sup>8</sup> この点に関しては、既に山崎（1994）において指摘されている。

第一部、第二部、第三部、第四部を置くと定めた上で、第二条以下で各部の掌る事務について『官制』よりも詳しい規定がなされている。院内の事務作業を掌る庶務課に関する第二条を除いて、その内容を示すと以下の通りである。

第三条 第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 科学技術ノ水準向上ニ関スル事項
- 二 科学技術ノ動員ニ関スル事項
- 三 科学技術ニ関スル民間研究機関ノ助成及指導ニ関スル事項
- 四 工業標準化及工業品ノ規格統一ニ関スル事項
- 五 院内各部事務ノ連絡調整ニ関スル事項
- 六 院内他部ノ主管ニ属セザル事項

第四条 第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空ニ関スル技術ノ躍進ニ必要ナル計画ノ設定及実施ニ関スル事項
- 二 前号ノ技術ノ躍進ニ必要ナル学理研究ノ振興ニ関スル事項

第五条 第三部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空ヲ主眼トシテ材料、機械、電気等ニ関スル技術ノ躍進ニ必要ナル計画ノ設定及実施ニ関スル事項
- 二 前号ノ技術ノ躍進ニ必要ナル学理研究ノ振興ニ関スル事項

第六条 第四部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 内外ノ科学技術ノ調査ニ関スル事項
- 二 内外ノ科学技術ニ関連アル資源ノ調査ニ関スル事項<sup>9</sup>

このような事務分担から、第一部が科学技術に関する総合計画を、第四部が調査業務を担当、第二部・第三部が航空に関する具体的な科学技術躍進を担当する部門であったことがわかる。権限について言えば、第二部・第三部には、上記関連分野の科学技術躍進についての計画の企画立案から実施までを行い得る大きな権限が与えられている。

この『事務分掌規程』の中には、『官制』に明記されていた「各庁事務ノ調整統一」という文言が一切見られず、その一方で、第四条二項や第五条二項などで「学理研究ノ振興ニ関スル事項」という文言が見られ、『官制』には明記されていなかった基礎的な研究分野にまで技術院の権限が及ぶかのような表現がなされていることに注意が必要である。すなわち、同時に施行された『官制』と『事務分掌規程』との間では、こ

<sup>9</sup> 内閣印刷局、1942a、839 頁

のように、技術院に与えられた権限に関して整合性がとれていないのである<sup>10</sup>。

このような『官制』と矛盾しているとも取れる『事務分掌規程』は、施行後一月も経ない2月28日付で改正が行われている。ただし、この改正では内容に関しては大きな変更が行われたわけではなく、条項の分量に大幅な追加が行われた。これは、各課の所掌事務に関する規定が盛り込まれたためである。分量が多くなるので煩瑣を避けるために、第一部の事務内容についてのみ示すと以下の通りである。

第三条 第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 科学技術ノ水準向上ニ関スル事項
- 二 科学技術ノ動員ニ関スル事項
- 三 科学技術ニ関スル民間研究機関ノ助成及指導ニ関スル事項
- 四 工業標準化及工業品ノ規格統一ニ関スル事項
- 五 院内各部署事務ノ連絡調整ニ関スル事項

第四条 第一部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 各庁ノ科学技術ニ関スル事務ノ総合調整ニ関スル事項
- 二 科学技術動員ノ総合計画ニ関スル事項
- 三 科学技術団体ニ関スル事項
- 四 科学技術ノ奨励及普及ニ関スル事項
- 五 院内各部署事務ノ連絡調整ニ関スル事項
- 六 部内各課事務ノ連絡調整ニ関スル事項
- 七 部内他課ノ主管ニ属セザル事項

第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 民間研究機関ノ助成及指導ニ関スル事項
- 二 研究事項ノ連絡調整ニ関スル事項
- 三 試験研究命令ニ関スル事項
- 四 研究用資材ノ配当計画ニ関スル事項
- 五 研究用資金ノ配当計画ニ関スル事項
- 六 研究者ノ配置ニ関スル事項

第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

<sup>10</sup> こうした『官制』と『事務分掌規程』の間の権限の矛盾については、既に田中(1999)によって指摘されている。

- 一 技術ノ輸出入ノ統制ニ関スル事項
- 二 工業標準化及工業品ノ規格統一ニ関スル事項
- 三 科学技術標準用語ノ制定ニ関スル事項<sup>11</sup>

以上のように、改正後の内容は改正前の内容と基本的に大きく変わるものではなく、改正前は各部のレベルで定められていた事務内容が、改正後には各課に割り振られ、個別的に記されたのである。

第一部第一課の所掌事務をみると、第四条の第一課事務一項（二重下線部）の中に「各庁ノ科学技術ニ関スル事務ノ総合調整ニ関スル事項」という文言があり、官制との間に整合性を確認することができる。しかし、たとえば、同第二項の中に見られる「…総合計画…」や第二課事務中の二項「…連絡調整…」（波下線部）といったように、「総合調整」と類似するいくつかの文言も見られ、また、単に「…ニ関スル事項」としか定められていないものもいくつか見られることなどから、改正後の『事務分掌規程』の内容もまた技術院の権限に関して明確化されていない部分が存在している。

以上のように、『官制』や『事務分掌規程』は、技術院がいかなる事務を所掌するのか（事務の内容）を定めるものにとどまり、それをいかにして実現していくか（事務遂行の手段）については具体的な定めはなされていない。技術院がどのように政策を推進・実施していたかについては、あるものは技術院単独で行い得る大きな権限が与えられていたであろうが、案件によっては関連機関（他省庁・外郭団体）との調整の上で実施していく仕組みになっていたものと考えられる。そこで、技術院がいかにして政策を推進していたのか、昭和 17 年度の重要課題として取り組まれた航空研究体制整備計画という政策の事例を基に次節以下で詳しく検討する。

### §3 航空研究体制整備計画をめぐる昭和 17 年度の経過について

昭和 18 年度の予算編成は、昭和 17 年 10 月 22 日に閣議決定された重要国策（「昭和十八年度予算上ノ重要政策ノ先議画定ニ関スル件」）を最高基準として編成が行われている<sup>12</sup>。この中に、「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」が内閣（技術院）の案件とし

<sup>11</sup> 内閣印刷局, 1942b, 18-19 頁

<sup>12</sup> 戦時の行政手続きの簡素化や効率化を図るために、従来の各省からの予算要求を大蔵省が調整しそれが閣議で了承するという慣行が破られ、閣議決定として内閣が示した予算編成の方針に従い各省が予算を編成するというように、ボトム・アップ式からトップ・ダウン式へと予算編成の方式が改められ

て盛り込まれており、技術院にとってこの案件が昭和17年度の業務の中で昭和18年度に向けて取り組むべく優先課題に位置付けられていたことがわかる。このような閣議決定は、閣内において突如として取り決められたものではなく、当然、閣議決定に至るまでの背景が存在する。本節では、航空研究体制整備計画の政策形成過程を取り上げ、昭和17年度の技術院の活動の展開を整理していく<sup>13</sup>。

昭和18年3月31日の日付が付された「昭和十七年度技術院第二部業務年報」(以下、「業務年報」)では、設立以来一ヶ年度内に実施して来た技術院第二部の業務を回顧している。これによると、昭和17年度の技術院第二部の業務について、「科学技術新体制確立要綱ニ於テ企画セラレタル各種重要政策並ニ大東亜戦争開始ニ伴ヒ生起セル内外科学技術ニ関スル重要諸問題ニ関シ昭和十七年七月十五日ヲ以テ策定セラレ業務実施ノ指標トナレリ…」<sup>14</sup>と記されていることから、7月15日に当該年度の業務指針となるような重要な決定が行われていたことがわかる。この7月15日の決定内容について調べてみると、該当するものを、昭和17年7月15日付「昭和十七、八年度実施予定重要案件」(以下、「重要案件」)に見出すことができる。この中に、「航空研究体制整備五ヶ年計画」ノ樹立並ニ実施」という項目が確認される<sup>15</sup>。内容をみると、以下のように説明されている。

航空ニ関スル科学技術ノ躍進ヲ期センガ為ニハ先ヅ現在各所管ニ分立シテ相互ニ連絡統一ヲ欠キ居ル研究体制ノ整備ヲ図ルヲ要スルヲ以テ「航空研究体制整備五ヶ年計画」ヲ樹立シ本年度以降五ヶ年継続ヲ以テ之ガ充実整備ヲ期セントスルモノナリ<sup>16</sup>

ていた。戦時中の予算編成については、大蔵省昭和財政史編集室編(1966)と秦(1981)を参照。

<sup>13</sup> なお、「航空研究体制」と名が付いているように、この政策課題は主として技術院第二部(航空技術関連を担当)が担当したものである。しかし、本稿では、それを単に技術院第二部の仕事としてではなく、技術院全体が関わった仕事とみなしている。閣議で決定された予算が技術院の事務全体に関わるものであり、また、実際に、後述するように院内には協議会が設けられ院全体が政策の推進に協力していた事実からも、本政策を技術院第二部の事務としてではなく技術院の事務として論じることは決して恣意的な見方ではないだろう。

<sup>14</sup> 国学院大学図書館調査課, 1994, 整理番号 00179「昭和十七年度技術院第二部業務年報」, 井上匡四郎は昭和17年1月31日から昭和19年12月5日まで技術院総裁の職にあった人物であり、『井上匡四郎文書』には日記, 書簡, 研究動員会議, 科学技術審議会, 技術院などの井上が関与した各種団体の資料が含まれている(以上, 国立国会図書館憲政資料室; <http://nnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/inouetadashirou.php>を参照。なお, ウェブページの最終確認日は, 2014年3月15日)。

<sup>15</sup> 同上。

<sup>16</sup> 同上。

冒頭で研究体制の現状に対する不満とその是正の必要性が訴えられており、その打開策として航空研究体制整備五カ年計画の樹立と実施が謳われている。『井上匡四郎文書』から確認できる限り、この7月15日の「重要案件」が航空研究体制整備計画に関連する最も早い時期にまとめられた資料であると考えられる。

「業務年報」によれば、7月15日に重要案件として企画された五カ年計画は、8月に入ってから技術院内に設置された第三協議会<sup>17</sup>での審議を経て、10月になって成案の完成を見たときとされる<sup>18</sup>。この10月に完成した成案というのが、本節の冒頭で触れた、昭和17年10月22日閣議決定の「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」に至る一つの流れを形成しているものと思われる。そこで、ここで改めてこの閣議決定の内容を見てみると、「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」の「方針」には以下のような説明がある。

現下内外ノ情勢ニ鑑ミ航空機ノ進歩発達ニ関シ之ガ関係研究機関ノ急速ナル整備並ニ有能ナル技術指導者及高級技能者ノ養成ヲ図ルハ国家喫緊ノ要務ナリ仍テ左ノ要領ニ依リ航空研究整備計画ヲ樹立実施スルト共ニ航空研究関係技術者ノ養成ヲ行ハントス<sup>19</sup>

「技術指導者及高級技能者ノ養成」という新たな点が付け加わっているが、「航空機ノ…関係研究機関ノ急速ナル整備」については、先に引用した「重要案件」の内容とよく対応している。しかし、以上の閣議決定の内容は、厳密に言えば、「業務年報」で述べられていた10月に完成した五ヶ年計画の成案とは異なっている。なぜなら、「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」が閣議決定される直前の10月15日付で、「航空研究体制整備五カ年計画要領(案)」(以下、「五カ年計画(案)」)が作成されており、内容に関して基本的に「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」と同様であることから、「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」が閣議決定されるまでの前段階でまとめられていた政策案の一つとも思われるのだが、この「五ヶ年計画(案)」は「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」に比べて目標や予定を数値的に定めるなどのより詳細で具体的な説明がなされており、「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」よりも明らかに情報の質量の豊富な内容と

<sup>17</sup> 技術院では、官制に明記された部課とは別に、院内関係の重要事項を調査審議するために協議会を設置運営しており、昭和18年1月までに第五協議会までが設置されていた。国学院大学図書館調査課、1994、整理番号00157「昭和十八年一月 第八十一回帝国議会資料」昭和十七年(創立以来十二月迄)実施並ニ計画事項一覧」

<sup>18</sup> 国学院大学図書館調査課、1994、整理番号00179「昭和十七年度技術院第二部業務年報」

<sup>19</sup> 国学院大学図書館調査課、1994、整理番号00142「科学技術動員関係綴」「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」



なっている。10月に入って完成した成案とは、恐らく、こちらの「五ヶ年計画(案)」の方ではないかと考える。

よって、7月に設定された業務方針に従い、8月に五ヶ年計画に関する審議が行われ、10月の時点である程度具体化された内容の一部が、閣議提出用として「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」にまとめられたものと推測される。

閣議決定を受けた後、五ヶ年計画は第八十一回帝国議会の予算委員会に提出され<sup>20</sup>、これと併行して技術院内に設置された第五協議会(昭和18年1月設置)においても審議が行われ、この時は院外の組織とも折衝を行い、特に研究機関の所管を巡って文部省との交渉に日時を要したとされるが、最終的には年度内に昭和18年度実施予定の事項として成立していたことが「業務年報」から確認できる<sup>21</sup>。

## §4 所掌の権限に関する技術院の自己認識

前節で取り上げた閣議決定「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」とその直前にまとめられていた「五ヶ年計画(案)」は、その内容に異なる点がある。本節ではその点に注目することで、航空技術分野における技術院の権限について、技術院設立準備段階の権限と比較する。

前節でも引用した「五ヶ年計画(案)」には、その冒頭に以下のような記述がある。

翻ツテ我国ノ航空ニ関係アル研究機関ノ現状ヲ顧ルニ附表第二ノ一ニ示ス如ク陸海軍ノモノヲ除キテハ航空研究所、中央航空研究所、航空局航空試験所及民間工場所属ノ研究機関(多クハ小規模ノモノナリ)並ニ大学ニ於ケル小規模ノ実験研究室アルニ過ギズ之等ノ航空ニ関係アル研究機関ハ数ニ於テモ内容ニ於テモ極メテ不十分ナルノミナラズ従来其ノ研究ハ外国依存ノ色彩濃厚ニシテ独立性ヲ欠キ而モ相互連絡統制ヲ欠ク実情ニ在ルヲ以テ速ニ之ヲ改善スルヲ要ス依テ左ノ方針ニ依リ航空研究体制整備計画ヲ樹立シ、以テ航空研究機関ヲ整備拡充スルト共ニ全国ノ航空ニ関係アル科学技術ノ知能ヲ動員シ之等ヲ一元有機的二統制運営シテ陸海軍トノ緊密ナル連絡ノ下ニ航空国策ニ沿ウ科学技術ノ画

<sup>20</sup> 国学院大学図書館調査課、1994、整理番号 00151「重要政策及予算先議関係資料」「航空研究体制整備五ヶ年計画要領(案)」。実際に、帝国議会の予算委員会において、航空研究機関新設に関する費用について貴族院議員の矢吹省三と政府委員として参加していた和田小六次長との間で答申が行われていたことが確認できる(内閣印刷局、1943、18-19頁)。

<sup>21</sup> 国学院大学図書館調査課、1994、整理番号 00179「昭和十七年度技術院第二部業務年報」

期的躍進ヲ図リ前記躍進目標ノ達成ニ必要ナル各種資料ノ急速ナル整備ヲ期セントス<sup>22</sup>

引用文中の後半部で、前半部で示された国内の航空研究体制の現状の危機的状況を打開する策として、研究体制整備計画を計画するとしている。これは、「重要案件」や「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」でも示されていたことであるが、この後半部ではさらに、「全国ノ航空ニ関係アル科学技術ノ知能ヲ動員シ之等ヲ一元有機的ニ統制運営」(する)との文言が盛り込まれていることが前二者とは大きく異なっている。主語が見当たらないが、当然、ここには「技術院」が納まるだろう。第 2 節の冒頭で簡単に触れたように、陸軍と文部省・帝国大学の画策により、技術院は関連する分野の権限(ここでは特に、文部省他所管の各研究機関の所管のことを意図している)の自らの管轄下への取り込みには失敗したはずである。しかし、ここではそのことには触れられず、むしろ、技術院の野心的な意図が示されたものとなっている。

このような技術院の意図は、「五カ年計画(案)」の「措置」の部分においてより鮮明に示されている。「措置」の「一、航空研究指導統制」という項目の中で、技術院の政策上の位置付けについて、次のように自らを規定している。

航空科学技術ノ躍進ヲ図ル国家行政ノ中枢機関トシテ之ニ関スル一切ノ行政的措置ヲ実施ス 即チ技術院ハ科学技術審議会ノ答申又ハ建議ヲ参酌シテ決定セル航空研究目標ニ基キ航空ニ関係アル各研究機関ヲ一元有機的ニ指導統括スルト共ニ研究要員、研究費及研究資材ノ総合企画ヲナスモノトス  
之ガ為航空研究所、航空局航空試験所、其ノ他航空ニ関係アル既設官立研究機関(附表第二ノ一参照)ハ挙ケテ之ヲ内閣ニ移管スルヲ要ス  
若シ之ガ早急ノ実現困難ナル場合ハ之等航空ニ関係アル研究機関ノ研究ニ関スル事項ニ就テハ技術院総裁之ヲ区処シ得ルノ方途ヲ拓クヲ要ス<sup>23</sup>

以上のように、技術院の航空研究機関の一元的統括への野心は明らかなものとなっている。事務分掌規程の第五条一項に「航空ニ関スル技術ノ躍進ニ必要ナル計画ノ設定及実施ニ関スル事項」とあったように、航空技術関連の計画立案・実施に関しては、技術院に大きな権限が認められていたことは本稿の第 2 節で既に確認している。ここで

<sup>22</sup> 国学院大学図書館調査課, 1994, 整理番号 00151 「重要政策及予算先議関係資料」 「航空研究体制整備五カ年計画要領(案)」。なお、『井上匡四郎文書』からの引用では、読点は原文の通り「、」を使用する。

<sup>23</sup> 同上。

は、航空科学技術に限るとは言え、「一切ノ行政的措置ヲ実施ス」という大変強力な文言が使用されていることが注意を引く。典型的なのが、こうした「一切ノ行政的措置」が及ぶ範囲として、航空研究所、航空局航空試験所、官立研究機関を自らの管轄下に収めることを要請している点である。技術院によるこうした強力な権限の集中は、現に他官庁の抵抗により一度失敗しているわけだから、原則として認められたものではないはずである。

閣議決定の内容は、こうした技術院の意図をまったく含んではおらず、あくまで五カ年計画の趣旨を説明するものであった。これに比べて、「五カ年計画(案)」では、航空技術に関連する行政を技術院が一手に統括することが、言い換えるならば、研究機関を技術院が一元的に統括するというかつて技術系官僚が技術者運動の中で抱いていた構想が、技術院設立準備段階の挫折を経てなお、再び明確な形で打ち出されている恰好となっているのである。

昭和18年1月の第五協議会において、研究機関の所管を巡って文部省との交渉に時間を要することになったのは、以上のような背景を踏まえれば当然の成り行きであったと理解できる。しかし、五ヶ年計画が年度内に成立したを見ると、この時は技術院側が文部省側を押し切ったものと思われる。

## §5 まとめ

昭和17年度の技術院の活動は、院内における調整段階と院外との調整段階の二種の段階に分けて考えることができる。以下、時系列に従って各段階について簡単にまとめよう。昭和17年度における技術院の活動は、7月15日の「昭和十七、八年度実施予定重要案件」の決定を起点として動き出し、8月の院内での審議を経て、10月22日の「航空研究体制ノ整備ニ関スル件」閣議決定に至る。ここまでの過程がいわば技術院内における政策の調整段階と言える。そして、閣議決定がなされて以降(10月下旬以降)に翌年度に向けた予算案作りなどの具体的な政策作りに着手し、年度末に向けて帝国議会の予算審議会での審議や他官庁などの院外組織との調整に入り、最終的に年度内に航空研究体制整備計画を昭和18年度実施予定の事項として成立させることに成功する。この、閣議決定から年度末の18年度実施案件成立までが、技術院外との調整の段階である。

つぎに、技術院の設立時の調整段階と昭和17年度の院内外における調整段階の技術院所掌権限の変化についてまとめよう。技術院の設立段階においては、航空技術に傾

斜した科学技術行政庁の設置を求める軍部の要求を隠れ蓑として文部省と帝国大学が技術院を航空分野に制限し、それ以外の分野や基礎的な研究分野には権限が及ばないような封じ込めが行われ、結果、技術院の設立を進めていた技術系官僚の要求は妥協させられることになる。これに対して、昭和 17 年度の技術院内での調整段階においては、航空技術に関する権限がある程度許容されていたことを今度は技術院が逆手にとり、航空技術の一大総合研究体制の構築と技術院による一元的な管轄を技術院の優先課題として全面的に打ち出している。すなわち、技術院設立段階で断念した集権的な機構の実現を、航空研究体制整備計画として構築し直しているのである。そして、その後に来る院外との調整段階においては、文部省との調整に時間を要したのは当然のこととしても、この時は技術院設立段階とは異なり技術院側が所期の成果を得ている。今後の課題としては、本稿では十分に検討することのできなかつた昭和 17 年度の院外との調整段階における政策推進の過程と、技術院が有する航空技術に関連する強力な権限の昭和 18 年度以降の推移について明らかにしていきたい。

## 参考文献

- 大蔵省昭和財政史編集室編. 1966 年. 『昭和財政史 第二巻 財政機関』東京：東洋経済新報社.
- 大淀昇一. 1989 年. 『宮本武之輔と科学技術行政』東京：東海大学出版会.
- . 2009 年. 『近代日本の工業立国化と国民形成——技術者運動における工業教育問題の展開』東京：みずさわ書店.
- 国学院大学図書館調査課編. 1994 年. 『井上匡四郎文書』雄松堂フィルム出版.
- 沢井実. 1991 年. 「科学技術新体制構想の展開と技術院の誕生」『大阪大学経済学』第 41 巻第 2・3 号, 367-394 頁.
- 田中浩朗. 1999 年. 「「科学技術動員」の概念について」『福岡教育大学紀要』第 48 号第 2 分冊, 71-84 頁.
- 内閣印刷局. 1942 年 a. 『官報』第四千五百十七号, 793 頁 ; 839 頁.
- . 1942 年 b. 『官報』第四千五百四十一号, 18-19 頁.
- . 1943 年. 『第一部第二類 第八十一回帝国議会貴族院 予算委員会第一分科会 (歳入、大蔵省) 議事速記録第一号』, 18-19 頁.
- 秦郁彦. 戦前期官僚制研究会編. 1981 年. 『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京：東京大学出版会.

- 広重徹. 2002年. 『科学の社会史(上)』東京:岩波書店.
- . 2003年. 『科学の社会史(下)』東京:岩波書店.
- 水沢光. 2003年. 「陸軍における「航空研究所」設立構想と技術院の航空重点化」『科学史研究』第42巻第225号, 31-39頁.
- . 2004年. 「アジア太平洋戦争期における旧陸軍の航空研究機関への期待」『科学史研究』第43巻第229号, 22-30頁.
- . 2006年. 「太平洋戦争期の旧日本陸軍の航空研究戦略」『科学史研究』第45巻第238号, 126-128頁.
- . 2010年. 「科学史入門:旧陸軍の航空研究戦略」『科学史研究』第49巻第255号, 174-178頁.
- 山崎正勝. 1994年. 「わが国における第二次世界大戦期科学技術動員」『人文論叢』第20号, 171-182頁.